

# 札幌市特定建築物衛生指導要綱

〔平成9年3月24日〕  
生活衛生部長決裁

(最終改正) 令和4年3月31日

(趣旨)

**第1条** この要綱は、特定建築物の維持管理等に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）及び建築物における衛生的環境に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特定建築物構造設備指導基準等)

**第2条** 省令第1条第1項第7号の特定建築物所有者等（以下「特定建築物所有者等」という。）は、特定建築物について、法第4条の建築物環境衛生管理基準に加え、次に掲げる基準を遵守するよう努めるものとする。

- 1) 特定建築物構造設備指導基準
  - 2) 特定建築物環境衛生管理指導基準
- 2 前項の特定建築物構造設備指導基準及び特定建築物環境衛生管理指導基準は、別に定める。

(大規模小売店舗等における飲料水)

**第3条** 特定建築物所有者等は、次に掲げる店舗における飲料水については、水道水を使用するよう努めるものとする。

- 1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗
  - 2) その他前号に準ずる店舗
- 2 特定建築物所有者等は、井水等が水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる項目のうち、14の項から20の項に規定する物質が環境基準を超過している地域においては、飲料水は水道水を使用するよう努めるものとする。

(建築主事等に対する意見)

**第4条** 建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条第5項の規定により建築主事又は指定確認検査機関から通知があったときは、保健所長は、特定建築物に関し、別に定める特定建築物構造設備指導基準により審査し、必要があると認める場合には、その

結果について、建築主事又は指定確認検査機関に対し意見を述べるものとする。

(事前協議)

- 第5条** 特定建築物所有者等は、建築基準法第6条第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受ける前又は同法第18条第3項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受ける前に、当該確認又は通知に係る特定建築物の構造設備について、別に定めるところにより、保健所長と事前協議するよう努めるものとする。
- 2 前項の規定による事前協議は、特定建築物事前協議書（様式1-1）により行うものとする。
  - 3 保健所長は、事前協議の結果について、特定建築物所有者等に対し、特定建築物事前協議結果書（様式1-2）により交付するものとする。

(特定建築物の届出)

- 第6条** 法第5条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築物の届出は、特定建築物届書（様式2）により行うものとする。
- 2 前項の規定により届け出るときは、別に定める書類等を添付するものとする。

(変更及び廃止の届出)

- 第7条** 法第5条第3項の規定による届出は、特定建築物変更届書（様式3）又は特定建築物廃止届書（様式4）により行うものとする。
- 2 前項の規定により届出事項の変更を届け出るときは、別に定める書類等を添付するものとする。

(防錆剤使用の届出)

- 第8条** 特定建築物所有者等は、特定建築物において防錆剤を使用したときは、防錆剤使用届書（様式5）を保健所長に提出するものとする。
- 2 特定建築物所有者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる届出書を保健所長に提出するものとする。
    - (1) 前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合 防錆剤使用変更届書（様式6）
    - (2) 防錆剤の使用を中止した場合 防錆剤使用廃止届書（様式7）

(労働局長への通知)

## **第9条** 削除

(特定建築物維持管理報告書)

- 第10条** 特定建築物所有者等は、前年度における特定建築物の維持管理状況について、毎年度1回、特定建築物維持管理報告書（様式9）を、5月末までに保健所長に提出するものとする。

(立入検査)

**第11条** 法第11条第1項の規定による立入検査は、法第4条の建築物環境衛生管理基準並びに第2条第1項第1号の特定建築物構造設備指導基準及び同項第2号の特定建築物環境衛生管理指導基準に基づき行うものとする。

- 2 保健所長は、前項の規定による立入検査を行った結果、必要があると認める場合は、特定建築物所有者等に対し、特定建築物立入検査結果書（様式10）又はこれに準じた様式を交付することにより指導を行うものとする。
- 3 特定建築物所有者等は、前項の特定建築物立入検査結果書の交付を受けて改善を求められたときは、保健所長が指定する期限までに特定建築物改善報告書（様式11）を保健所長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の札幌市特定建築物衛生指導要綱の規定に基づき作成された申請書等の用紙でこの要綱の施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の札幌市特定建築物衛生指導要綱の規定に基づき作成された協議書等の用紙でこの要綱の施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の札幌市特定建築物衛生指導要綱の規定に基づき作成された協議書等の用紙でこの要綱の施行の際現に印刷済みのものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の札幌市特定建築物衛生指導要綱の規定に基づき作成された届書等の用紙でこの要綱の施行の際現に印刷済のものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の札幌市特定建築物衛生指導要綱の規定に基づき作成された届書等の用紙でこの要綱の施行の際現に印刷済のものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の札幌市特定建築物衛生指導要綱の規定に基づき作成された届書等の用紙でこの要綱の施行の際現に印刷済のものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月27日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の札幌市特定建築物衛生指導要綱の規定に基づき作成された届書等の用紙でこの要綱の施行の際現に印刷済のものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

特 定 建 築 物 事 前 協 議 書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住 所

特定建築物所有者等  
(又は代理人)

氏 名

電 話

担当者

〔法人にあっては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

札幌市特定建築物衛生指導要綱第 5 条第 1 項の規定により、特定建築物の建築計画について、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 特定建築物の名称
- 2 特定建築物の所在地
- 3 特定建築物の用途
- 4 特定建築物の延べ面積
- 5 特定建築物の構造設備の概要 別添のとおり
- 6 特定建築物の審査項目表及び図面等 別添のとおり
- 7 建築主

住所

氏名

構 造 設 備 の 概 要

構 造	建 物 の 構 造		造 地 上 階 地 下 階					
	階	延べ面積	居室数	用 途	階	延べ面積	居室数	用 途
	特 定 用 途		m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>	
そ の 他		m <sup>2</sup>			計	m <sup>2</sup>		
					計	m <sup>2</sup>		
空 気 調 和 ( 機 械 換 気 ) 設 備	設 備 の 種 類		空 気 調 和 設 備 ( 夏 ・ 冬 ) ・ 機 械 換 気 設 備 ( 夏 ・ 冬 ) ・ そ の 他 ( )					
	空 調 方 式							
	空 気 調 和 ( 機 械 換 気 ) 設 備	系 統						
		設 置 場 所						
		メーカ及び型式・性能		kW	kW	kW	kW	kW
		台 数		台	台	台	台	台
		風 量		m <sup>3</sup> /h	m <sup>3</sup> /h	m <sup>3</sup> /h	m <sup>3</sup> /h	m <sup>3</sup> /h
		全 熱 交 換 器	種 類 効 率	%	%	%	%	%
		給 排 気 方 式						
		加 湿 装 置	種 類	水 温 水 蒸 気	水 温 水 蒸 気	水 温 水 蒸 気	水 温 水 蒸 気	水 温 水 蒸 気
			加 湿 量	kg/h	kg/h	kg/h	kg/h	kg/h
			飲 料 系 統 と の 別	同 系 統 ・ 別 系 統	同 系 統 ・ 別 系 統	同 系 統 ・ 別 系 統	同 系 統 ・ 別 系 統	同 系 統 ・ 別 系 統
	水 源	市 水 道 水	市 水 道 水	市 水 道 水	市 水 道 水	市 水 道 水	市 水 道 水	
		専 用 水 道 水 そ の 他 の 井 水 ・ そ の 他	専 用 水 道 水 そ の 他 の 井 水 ・ そ の 他	専 用 水 道 水 そ の 他 の 井 水 ・ そ の 他	専 用 水 道 水 そ の 他 の 井 水 ・ そ の 他	専 用 水 道 水 そ の 他 の 井 水 ・ そ の 他	専 用 水 道 水 そ の 他 の 井 水 ・ そ の 他	
	空 気 清 浄 装 置	種 類						
		捕 集 率 ( 測 定 方 法 )	%	%	%	%	%	
	設 計 温 湿 度	室 内	夏 季	温 度	℃	℃	℃	℃
			湿 度	%	%	%	%	
		冬 季	温 度	℃	℃	℃	℃	
			湿 度	%	%	%	%	
室 外		夏 季	温 度	℃	℃	℃	℃	
		湿 度	%	%	%	%		
冬 季	温 度	℃	℃	℃	℃			
湿 度	%	%	%	%	%			
付 属 設 備	機 器 名		型 式	台 数	性 能 等			
	熱 源	ボ イ ラ						
		冷 凍 機						
	クーリングタワー		冷 却 水	飲 料 系 統 と の 別	同 系 統 ・ 別 系 統			
		水	源	市 水 道 水 ・ 専 用 水 道 水 ・ そ の 他 の 井 水 ・ そ の 他 ( )				

給 水 料	給 水				給 湯							
	区 分	飲用・炊事用・浴用・給湯器用 手洗用・洗浄装置付便器用・その他（ ）				飲用・炊事用・浴用 手洗用・洗浄装置付便器用・その他（ ）						
	水 源	市水道水・専用水道水 その他の井水・その他（ ）				市水道水・専用水道水 その他の井水・その他（ ）						
	給水(湯)方式	市水道直結方式(直圧・加圧) 受水槽方式(高置水槽・加圧ポンプ・その他( ))				中央式(貯湯槽:有( )台・無) 局所式(貯湯槽:有( )台・無)						
	給水管材質	塩ビライニング鋼管・ポリエチレン粉体ライニング鋼管 ステンレス鋼管・その他( )				塩ビライニング鋼管・ステンレス鋼管 その他( )						
	設定温度					(中央式の場合) °C						
		受 水 槽		高 置 水 槽		系 統 数						
	有効容量	m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>		系 統 名		系 統				
	材 質	FRP・その他( )		FRP・その他( )		貯 湯 量		m <sup>3</sup>				
	構 造	床置型 床下型	単槽式 2槽式	床置型	単槽式 2槽式	循環ポンプ	有・無		有・無			
	設置場所	地上・地下 階		地上・地下 階		設置場所	地上・地下 階		地上・地下 階			
	消火水槽の兼用	有・無		有・無		熱 源	蒸気・ガス・灯油 その他( )		蒸気・ガス・灯油 その他( )			
	給水ポンプ	L/min		台		給湯ポンプ	L/min		L/min			
							台		台			
	井 戸	有・無	設 置 場 所		建築物内・建築物外(小屋・ピット)							
			井戸ふたの位置		床(地表)面上		mm		床(地表)面上		mm	
			井戸の深さ		m		ストレーナーの位置		m			
		有・無	メーカー及び型式		( 台)		吐 出 量		mL/min			
			注 入 箇 所		受水槽前・受水槽内・揚水管・その他( )							
	防 錆 剤	使 用 未使用	注 入 方 法		ポンプ・バイパス							
主 成 分			リン酸塩・ケイ酸塩・リン酸塩及びケイ酸塩の混合									
備 用 水	飲料系統との別		水 源									
	散 水 用	同系統・別系統		市水道水・専用水道水・その他の井水・その他( )								
	修 景 用	同系統・別系統		市水道水・専用水道水・その他の井水・その他( )								
	清 掃 用	同系統・別系統		市水道水・専用水道水・その他の井水・その他( )								
	水洗便所用	同系統・別系統		市水道水・専用水道水・その他の井水・その他( )								
	そ の 他	同系統・別系統		市水道水・専用水道水・その他の井水・その他( )								
排 水 設 備	容 量		排 水 ポ ン プ						設置場所			
	汚 水 槽	m <sup>3</sup>		L/min		台		L/min		台		
	雑 排 水 槽	m <sup>3</sup>		L/min		台		L/min		台		
	湧 水 槽	m <sup>3</sup>		L/min		台		L/min		台		
清 掃 設 備	汚 集 積 所	面 積		天 井 高	給 水 栓	排 水 口	排 水 勾 配	換 気 設 備	設置場所			
		雑 芥	m <sup>2</sup>		mH	有・無	有・無	有・無	有・無			
		厨 芥	m <sup>2</sup>		mH	有・無	有・無	有・無	有・無			
管 理 委 託	給 水 管 理	自社・委託(会社名: )										
	排 水 管 理	自社・委託(会社名: )										
	空 調 管 理	自社・委託(会社名: )										
	清 掃 管 理	自社・委託(会社名: )										
	ね ず み 等 防 除	自社・委託(会社名: )										

特定建築物審査項目 (空気調和設備等)

(太枠内のみ記入)

審査項目		基準	設計値等	参照図面番号等	判定
共通	空気調和機器関係設置場所	十分な点検スペースを確保し、保守点検、清掃等が容易に行える場所	添付のとおり		適・否
	外気取入口の高さ及び位置(付近見取り図、立面図等に位置を示すこと)	できるだけ高い位置で、当該・隣接建築物の排気口、煙突、駐車場の排気ガス等の影響を受けない位置に設けること(概ね10m以上離すこと)	影響を受けない・受ける 位置: 階・屋上・その他( ) 汚染源からの距離: m		適・否
	厨房排気口の位置(付近見取り図、立面図等に位置を示すこと)	できるだけ高い位置で、建築物内外に影響を与えない位置に設けること	影響を与えない・与える 位置: 階・屋上・その他( )		適・否
	全熱交換器の用熱回収に利用する排気系統	居室系統の排気とする	居室・厨房・便所・ガス湯沸し室・医療施設・煙道・その他( )		適・否
	居室系統への駐車場からの逆流防止策	駐車場系統と居室系統の外気取入口及び排気口が分離していること	分離している・していない		適・否
	喫煙対策	受動喫煙を防止するため、喫煙室を設けるなどの措置を講ずること	全面禁煙・分煙・その他( )		/
空気調和・機械換気	風量測定口の設置	OA・SA・RAの各ダクトに設けること(国土交通省「公共建築工事標準仕様書」に準拠していること)	有・無		適・否
	二酸化炭素濃度計算結果(計算書添付)	1,000ppm以下	最大設計値: ppm		適・否
	粉じん濃度計算結果(計算書添付)	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下	最大設計値: mg/m <sup>3</sup>		適・否
空気調和設備	設計相対湿度(加湿量計算書・空気線図添付)	40～70%	設計値: %～%		適・否
	加湿装置の使用水	水道法水質基準適合の水を使用すること	飲料水と同系統・別系統 水源 ・市水道水・専用水道水 ・その他の井水 ・その他( )		適・否
	冷却塔の位置(屋上平面図、立面図等に位置を示すこと)	外気取入口等に影響を与えない位置に設置すること(外気取入口等からの距離:概ね10m以上)	影響を与えない・与える 外気取入口等からの距離: m		適・否
	冷却塔の使用水	水道法水質基準適合の水を使用すること	飲料水と同系統・別系統 水源 ・市水道水・専用水道水 ・その他の井水 ・その他( )		適・否
	冷却塔の補給水管への逆流防止措置	吐水口空間を確保すること	mm (呼び径 mm)		適・否



特定建築物審査項目（給水設備）

（太枠内のみ記入）

審査項目	基準	設計値等		参照図面 番号等	判定		
		受水槽	高置水槽				
貯水 槽の 設 置 場 所 等	設置場所	建築物内で維持管理の 容易な場所	地上 階 地下 階	地上 階		適・否	
	点検空間	上部 1,000mm 以上 下部 600mm 以上 周囲 600mm 以上	上部 mm 下部 mm 周囲 mm	上部 mm 下部 mm 周囲 mm		適・否	
	飲料水が汚染 されるおそれのある 上部配管・機器等	ないこと又は 必要な措置を講じること	上部配管・機器等 □無・□有 (措置: )	上部配管・機器等 □無・□有 (措置: )		適・否	
	地下 ピット 内に 設 け る 場 合	昇降の際の 安全措置	安全に昇降できる措置を 講ずること(階段・手掛か り・タラの背もたれ等)	措置:			適・否
		点検口の位置	安全かつ容易に出入り できる位置に設けること	有・無			適・否
		貯水槽の位置	点検口直下に貯水槽を 設けないこと	直下に 無・有			適・否
		汚染のおそれの ある配管の貫通	ないこと	汚染のおそれのある配管 無・有			適・否
		排水槽等の隣接	隣接させないこと (やむを得ず隣接させる場合、 離間距離を 5m 以上とること)	隣接排水槽等 無・有 離間距離 ( m)			適・否
		排水用ポンプ・警報装置	設けること	有・無			適・否
	換気設備	十分なものであること	有・無	有・無		適・否	
照明設備	十分なものであること	有・無	有・無		適・否		
床面の排水	排水に支障のない 構造とすること	支障 無・有	支障 無・有		適・否		
貯水 槽の 構 造	1日使用水量	根拠が示されていること	m <sup>3</sup>			適・否	
	有効容量 (容量算定計算書添付)	過大でないこと (1日使用水量の 4/10~6/10【受水槽】、 1/10程度【高置水槽】)	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>		適・否	
			( /10)	( /10)		適・否	
	消火用水槽との 兼用	兼用しないこと	無・有	無・有		適・否	
	槽数	2槽式とすること	槽式	槽式		適・否	
	槽内部の給水管以 外の配管	ないこと	無・有	無・有		適・否	
	高水位と天井との 間の点検空間	十分な点検空間を確保	有・無	有・無		適・否	
	流出口の槽底から の距離	沈積物を吸引しない距離 (150mm程度)	mm	mm		適・否	
	流入部と流出部の 位置関係	停滞水を生じない ものとする	・対称 ・その他( )	・対称 ・その他( )		適・否	
貯水槽の材質	防錆措置を講じたもの	製	製		適・否		

貯水 槽の 構造	マンホールの直径	600mm以上	mm	mm		適・否
	マンホールの立ち上げ	100mm程度	mm	mm		適・否
	マンホールの防水措置	防水密閉型とすること	有・無	有・無		適・否
	マンホールの施錠	施錠できる構造とすること	有・無	有・無		適・否
	マンホールの設置場所	ボールタップ等の近傍に設けること	近傍に有・無	近傍に有・無		適・否
	1槽当たりのマンホール数	必要に応じて複数と設けること	個	個		適・否
	通気管の高さ	汚水等が流入しない高さ(200mm程度、通気笠を設ける場合は100mm程度)	mm	mm		適・否
	通気管の口径及び数	流出管の口径の2分の1以上とすること(有効断面積を確保)	mm×個 (流出管口径 mm)	mm×個 (流出管口径 mm)		適・否
	通気管開口部の防虫網	網目は20メッシュ(約1.3mm)を標準	メッシュ	メッシュ		適・否
	オーバーフロー管末端の排水口空間	150mm以上	mm	mm		適・否
	オーバーフロー管と吐水口との垂直距離(吐水口空間)	吐水口の呼び径に応じた距離	主吐水口側呼び径(mm)空間(mm)	主吐水口側呼び径(mm)空間(mm)		適・否
			副吐水口側呼び径(mm)空間(mm)	副吐水口側呼び径(mm)空間(mm)		適・否
	オーバーフロー管開口部の防虫網	網目は20メッシュ(約1.3mm)を標準	メッシュ	メッシュ		適・否
	オーバーフロー管の口径	流入管の口径の1.4倍以上とすること	mm (流入管口径 mm)	mm (流入管口径 mm)		適・否
	水抜管末端の排水口空間	排水口空間を確保すること	有・無	有・無		適・否
	水抜管の取付位置	槽底の最低部とすること	最低部に有・無	最低部に有・無		適・否
	水抜管の排水用ホッパーの口径	床面に水が飛び散らない十分な大きさであること	mm	mm		適・否
	非常用給水栓	設けることが望ましい	有・無	有・無		適・否
	貯湯槽 (中央式)	設置場所	点検、清掃等が容易な場所	地上階(室) 地下階(室)		適・否
温度計の設置		貯湯槽内温度計をと設置すること	有・無		適・否	
加熱装置		貯湯槽内60℃以上、末端給湯栓55℃以上を確保できること	有・無		適・否	
膨張管		単独配管であること高置水槽、補給水槽に接続しないこと	膨張管無・有 接続無・有		適・否	
水抜管等空間		排水口空間を確保すること	有・無		適・否	

給水(湯)管	保守点検空間	設 け る こ と	有 ・ 無		適・否	
	飲料水が汚染されるおそれのある設備	内部を貫通させないこと	無 ・ 有		適・否	
	管 種	水質に影響を与えないもの(給湯管は耐熱・耐塩素)	材質(給水): 材質(給湯):		適・否	
	継 手	水質に影響を与えないもの(給湯管は耐熱・耐塩素)	種類(給水): 種類(給湯):		適・否	
	直結給水栓(市水道水を使用して、貯水槽を設置する場合)	設 け る こ と	有 ・ 無		適・否	
	他の配管との識別	識別できる措置を講ずること	・色分け ・文字表示 ・色バンド ・その他( )		適・否	
	他の配管との接続の有無(クロスコネクション)	接 続 し な い こ と	無 ・ 有		適・否	
	逆流防止措置	給水(湯)管末端に吐水口空間を確保すること	有 ・ 無		適・否	
井戸(飲用)等	井戸の設置場所	建 築 物 内	建築物内 ・ 建築物外		適・否	
	井戸小屋等の出入口の施錠	施錠できる構造とする	有 ・ 無		適・否	
	ケーシングの立ち上げ	床面から 300mm 以上	mm		適・否	
	汚水排水施設等からの離間距離	5 m 以上	汚染のおそれのある施設 無 ・ 有(離間距離 m)		適・否	
	湧水等の場合	取水口の囲い	設 け る こ と	有 ・ 無		適・否
			施錠できる構造とする	有 ・ 無		適・否
		エキノコックス虫卵除去装置	設 け る こ と	有 ・ 無		適・否
	塩素滅菌器(選定計算書添付)	2 台以上(市水道水併用の場合は 1 台以上)	市水道水併用 有 ・ 無		適・否	
	浄水設備	原水の水質に応じた浄水設備を設けること(計算書等添付)	有 ・ 無		適・否	
		排水口空間を確保すること	有 ・ 無		適・否	
原水を採水できる採水栓	設けることが望ましい	有 ・ 無		適・否		
給水開始前の措置	水質検査 市水:一般12項目 井水:51全項目	給水開始前に末端給水栓において、左記項目と残留塩素の検査を行い、水質基準に適合することを確認すること	実施予定 有( )項目)・無		適・否	
	貯水槽清掃	給水開始前に登録業者に委託して行うこと	実施予定 有 ・ 無		適・否	
	給水管洗浄方法	給水開始前に高周波法等により行うこと	実施予定 有 ・ 無		適・否	

特定建築物審査項目（雑用水設備）

（太枠内のみ記入）

審査項目		基準	設計値等	参照図面 番号等	判定	
雑用水 (飲用水と別系統の場合)	雑用水槽の設置場所	点検、清掃等が容易な場所	地上階 地下階		適・否	
	雑用水の水源	建築物衛生法水質基準適合の水を使用すること	水源 ・市水道水 ・専用水道水 ・その他の井水 ・その他（ ）		適・否	
	消毒設備等の設置 (使用水が市水道水、 専用水道水以外の場合)	塩素消毒設備等を設けること	有（ ） ・ 無		適・否	
	雑用水槽から飲用系への逆流防止措置	逆流しないこと (吐水口空間確保等)	措置：		適・否	
	誤飲・誤使用の防止措置	講ずること	・文字表示 ・キー式水栓 ・その他（ ）		適・否	
	他の配管との識別	識別できる措置を講ずること	・色分け ・文字表示 ・色バンド ・その他（ ）		適・否	
	検水栓の設置	雑用水管の末端に設けること	有 ・ 無		適・否	
	便器への使用	手洗付洗浄タンク・ 洗浄便座に使用しない	使用 無 ・ 有		適・否	
	修景 施設	エアロゾル飛散防止対策	循環式でエアロゾル（飛沫）の発生や建築物の利用者が接触する場合には塩素消毒・ろ過設備を設置	対策 有 ・ 無		適・否
		貯水部分の構造	水景用水の貯水部分には清掃用の排水設備を設置	設置 有 ・ 無		適・否

特定建築物審査項目（排水設備）

（太枠内のみ記入）

審査項目		基準	設計値等	参照図面 番号等	判定
排水口空間	排水口空間の確保	空気調和機等の、衛生上の配慮が必要な設備の排水は排水口空間を設けて間接排水となっていること	排水口空間 有 ・ 無		適・否

特定建築物審査項目（清掃・廃棄物・再利用保管庫）

（太枠内のみ記入）

審査項目		基準	設計値等	参照図面 番号等	判定
清掃等	専用の清掃用資材倉庫等の設置	設けること	有 ・ 無		適・否
	廃棄物・再利用物の保管場所の設置	設けること	添付のとおり		適・否

## 添付書類（審査項目の内容を説明できるもの）

### 1 建築関係図面

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 面積表（用途別面積がわかる表）
- (4) 立面図
- (5) 各階平面図

### 2 空気調和（機械換気）設備関係図面

- (1) 空気調和（機械換気）設備工事特記仕様書
- (2) 空気調和（機械換気）設備系統図
- (3) 主要機器表
- (4) 空気調和（機械換気）設備平面図
- (5) 外気取入口、排気口、厨房排気口の位置及び周囲の状況がわかる図面

### 3 給水（湯）関係図面

- (1) 給水設備工事特記仕様書
- (2) 衛生設備系統図
- (3) 主要機器表
- (4) 貯水（湯）槽（受水槽及び高置水槽）室平面・断面詳細図
- (5) 貯水（湯）槽本体平面・断面詳細図
- (6) 貯水槽室上階の給排水平面図
- (7) 雑用水槽室平面・断面詳細図
- (8) 雑用水槽本体平面・断面詳細図
- (9) 井戸の設置場所がわかる図面
- (10) 井戸の平面・断面詳細図

### 4 ゴミ保管庫関係図面

- (1) 配置図
- (2) 平面詳細図
- (3) 断面詳細図

### 5 計算書等

- (1) 二酸化炭素濃度計算書
- (2) 粉じん濃度計算書
- (3) 加湿量計算書（空気線図添付）
- (4) 貯水槽容量算定計算書（1日使用水量の算定を含む。）
- (5) 塩素滅菌器選定計算書（井水等使用の場合）
- (6) 水質検査結果書（写）（井水等使用の場合。水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる項目のうち、21の項から31の項及び48の項を除く原水全項目。）
- (7) 浄水設備選定計算書（井水等使用の場合、必要に応じて。）

### 6 その他保健所長が必要と認める書類

様式1-2

## 特定建築物事前協議結果書

第 年 月 日  
号

様

札幌市保健所長

札幌市特定建築物衛生指導要綱第5条の規定に基づき提出のあった特定建築物事前協議書の協議結果は、下記のとおりです。

### 記

[施設の名称及び所在地]

(名称)

(所在地) 札幌市 区

[協議結果]

特 定 建 築 物 届 書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

届出者 住 所

氏 名

電 話

担当者

( 法人にあっては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名 )

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 5 条第 1 項 (第 2 項) の規定により、  
下記のとおり届け出ます。

記

1 特定建築物の名称

2 特定建築物の所在地

3 特定建築物の用途

主要用途

その他の用途

4 特定用途の延べ面積

m<sup>2</sup>

5 特定建築物の構造設備の概要

別紙のとおり

6 特定建築物維持管理権原者

住所

氏名

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

7 特定建築物所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）

住所

氏名

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

8 建築物環境衛生管理技術者

住所

氏名

免状 第 号 年 月 日

常駐・非常駐の別 常駐・非常駐

自社・委託の別 自社・委託（会社名： ）

建築物環境衛生管理技術者が兼任する他の特定建築物の名称及び住所

9 特定建築物が使用される（特定建築物に該当する）に至った年月日

年 月 日

10 しゅん工年月日（検査済証交付年月日）

年 月 日

添付書類（図面はしゅん工図）

- 1 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合（2に該当する場合を除く。）にあっては、当該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類
- 2 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合にあっては、当該者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類
- 3 図面
  - (1) 建築関係図面（付近見取図、配置図、面積表（用途別面積がわかる表）、立面図）
  - (2) 空気調和（機械換気）設備関係図面（空気調和（機械換気）設備工事特記仕様書、空気調和（機械換気）設備系統図、主要機器表、空気調和（機械換気）設備平面図、外気取入口・排気口・厨房排気口の位置及び周囲の状況がわかる図面）
  - (3) 給水（湯）関係図面（給水設備工事特記仕様書、衛生設備系統図、主要機器表、貯水（湯）槽（受水槽及び高置水槽）室平面・断面詳細図、貯水（湯）槽本体平面・断面詳細図、貯水槽室上階の給排水平面図、雑用水槽室平面・断面詳細図、雑用水槽本体平面・断面詳細図、井戸の設置場所がわかる図面、井戸の平面・断面詳細図）
  - (4) ゴミ保管庫関係図面（配置図、平面詳細図、断面詳細図）
- 4 建築物環境衛生管理技術者免状の写し（原本持参）及び履歴書（写真貼付）
- 5 建築物環境衛生管理技術者が同時に2以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねる場合にあっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第5条第2項の規定による確認の結果（同条第4項の規定による意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面の写し
- 6 給水開始前の水質検査結果書の写し
- 7 その他保健所長が必要と認める書類



特 定 建 築 物 変 更 届 書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住 所  
届出者 氏 名  
電 話 担当者  
(法人にあっては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 特定建築物の名称
- 2 特定建築物の所在地
- 3 変更事項  
(変更項目)

(変 更 前)

(変 更 後)

- 4 変更年月日

年 月 日

(添付書類)

- 1 変更事項が建築物の構造設備に係る場合は、変更後の構造設備の概要及び図面
- 2 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合であって、当該特定建築物維持管理権原者の変更を伴うとき（3に該当するときを除く。）は、その変更後の特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類
- 3 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合であって、当該者の変更を伴うときは、その変更後の当該権原を有する者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類

(次ページへ続く)

- 4 変更事項が建築物環境衛生管理技術者に係る場合は、免状の写し（原本持参）及び履歴書（写真貼付）
- 5 変更事項が建築物環境衛生管理技術者に係る場合であって、当該建築物環境衛生管理技術者が同時に2以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねるとき（既に届け出ている建築物環境衛生管理技術者が他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねることとなったときを含む。）は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第5条第2項の規定による確認の結果（同条第4項の規定による意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面の写し（備考）

変更事項が建築物環境衛生管理技術者に係る場合は、常駐・非常駐の別、自社・委託（会社名）の別並びに建築物環境衛生管理技術者が兼任する他の特定建築物の名称及び住所を記載すること。

特 定 建 築 物 廃 止 届 書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

届出者 住 所

氏 名

電 話

担当者

〔法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 特定建築物の名称
- 2 特定建築物の所在地
- 3 特定建築物に該当しないこととなった年月日

年 月 日

- 4 特定建築物に該当しないこととなった理由

防 錆 剤 使 用 届 書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

届出者 住 所

氏 名

電 話

担当者

〔法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

札幌市特定建築物衛生指導要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 特定建築物の名称

2 特定建築物の所在地

3 防錆剤

(1) 使用開始年月日 年 月 日

(2) 種類

(3) 防錆剤管理責任者 氏名

住所

添付書類 防錆剤管理責任者の資格を証する書類の写し

防 錆 剤 使 用 変 更 届 書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

届出者 住 所

氏 名

電 話

担当者

〔法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

札幌市特定建築物衛生指導要綱第8条第2項第1号の規定により、下記のとおり届け  
出ます。

記

- 1 特定建築物の名称
- 2 特定建築物の所在地
- 3 変更事項
- 4 変更年月日

年 月 日

添付書類 変更事項が防錆剤管理責任者に係る場合は、その資格を証する書類の写し

防 錆 剤 使 用 廃 止 届 書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

届出者 住 所

氏 名

電 話

担当者

〔法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

札幌市特定建築物衛生指導要綱第 8 条第 2 項第 2 号の規定により、下記のとおり届け  
出ます。

記

- 1 特定建築物の名称
- 2 特定建築物の所在地
- 3 防錆剤を使用しないこととなった年月日

年 月 日

- 4 防錆剤を使用しないこととなった理由

特定建築物維持管理報告書  
( 年度分)

用途	区	番号

年 月 日

施設名称	所有者等
所在地	報告書作成者 担当 者 電話
建築物環境衛生管理技術者	(他の施設との兼任) 有・無 (市外を含む)
注) 建築物環境衛生管理技術者は、登録業の監督者等と、兼務がないことを確認すること (市外を含む)	

飲料水の管理	飲料水の種類	飲用・炊事用・浴用・手洗用 洗浄装置付便器用・その他 ( )	給湯器の湯 (太枠は中央式のみ)		
	水源	市水道水・専用水道水 その他の井水・その他 ( )	市水道水・専用水道水 その他の井水・その他 ( )		
	受水槽 (貯湯槽)	有効容量	m <sup>3</sup>	(貯湯槽) l・m <sup>3</sup>	
		型式	床上型・床下型	床上型・床下型	
	給水方式	市水道直結方式・高置水槽方式 加圧ポンプ方式・その他 ( )	市水道直結方式・高置水槽方式 加圧ポンプ方式・その他 ( )		
	残留塩素 (□写添付)	検査結果	適合・不適合	適合・不適合・省略 (末端温度 度) (55度以上の場合は残留塩素検査のみ省略可能)	
	水質検査 (□写添付)	検査年月日	前期 ( . . )	前期 ( . . )	
			後期 ( . . )	後期 ( . . )	
		前期	検査結果	適合・不適合 ( )	適合・不適合 ( )
			検査項目	16項目・省略項目	16項目・省略項目
後期	検査結果	適合・不適合 ( )	適合・不適合 ( )		
	検査項目	16項目・省略項目	16項目・省略項目		
消毒副生成物等 12項目 (□写添付)	検査年月日	今回 ( . . )	今回 ( . . )		
		前回 ( . . )	前回 ( . . )		
有機化学物質 7項目 (地下水) (□写添付)	検査年月日	今回 ( . . )	今回 ( . . )		
		前回 ( . . )	前回 ( . . )		
貯水槽 (貯湯槽) の清掃	清掃年月日	今回 ( . . )	今回 ( . . )		
		前回 ( . . )	前回 ( . . )		
給水用防錆剤 (□写添付)	使用の有無	有 ( ) ・ 無			
	水質検査	適合・不適合 ( )			
簡易専用水道については大臣登録検査機関の受検		今回 ( . . ) 前回 ( . . )			

注) 飲料水とは、飲用その他生活用 (炊事用、浴用 (旅館の大浴場は除く)、手洗用、洗浄装置付便器用、給湯器用など) の水です。  
注) 水源別に3つ以上の飲料水系統がある場合は、2枚以上に分けて作成してください。

雑用水の管理	種別	飲料系統との別	使用水の種類	残留塩素 (1回/7日) (□写添付)	pH・臭気・外観 (1回/7日) (□写添付)	大腸菌 (1回/2月) (□写添付)	濁度 (1回/2月) (□写添付)	雑用水槽の点検
	散水・修景・清掃	同系統 別系統	市水道水・専用水道水 その他の井水・その他 ( )	適合 不適合	適合 不適合	適合 不適合	適合 不適合	有・無
	水洗便所	同系統 別系統	市水道水・専用水道水 その他の井水・その他 ( )	適合 不適合	適合 不適合	適合 不適合		有・無
	その他の雑用水	同系統 別系統	市水道水・専用水道水 その他の井水・その他 ( )	適合 不適合				有・無

注) 使用水が、次に該当する場合は検査対象外です。①市水道水 ②専用水道の水 ③旅館で浴場水と同系統の水

空気環境の測定	設備の種類		空気調和設備・機械換気設備・その他（ ）				
	測定項目		測定結果			不適合の場合の改善措置方法	改善措置後の状況
			延べ測定箇所数	延べ適合箇所数	適合率(%)		
	測定結果(□写添付)	浮遊粉じんの量					
		一酸化炭素の含有率					
		二酸化炭素の含有率					
		温度					
		相対湿度					
気流							
ホルムアルデヒド (新築・増築、大規模修繕・模様替時)							
注) 空気調和設備、機械換気設備であれば、個別制御方式であっても測定は必要です。							

空調設備等の管理	使用水	冷却塔	飲料系統との別	同系統・別系統	水質検査(□写添付)	適合・不適合	
			水源	市水道水・専用水道水・その他の井水・その他( )			
		加湿装置	飲料系統との別	同系統・別系統	水質検査(□写添付)	適合・不適合	
			水源	市水道水・専用水道水・その他の井水・その他( )			
	点検回数	冷却塔・冷却水		回/月			
		加湿装置		回/月			
		空調設備内の排水受け		回/月			
	清掃回数	冷却塔		回/年	清掃年月日	. .	
		冷却水の水管		回/年		. .	
加湿装置		回/年	. .				
注) 使用水が飲料系統と別系統の場合は、飲料水と同様の水質検査が必要です。							

排水の管理	雑排水槽の清掃	回/年	清掃年月日	. .	
	汚水槽の清掃	回/年		. .	
	排水管の清掃	回/年		. .	
	阻集器の清掃	回/年		. .	

清掃	日常の掃除	回/日			
	大掃除	回/年	大掃除年月日	. .	

ねずみ等の防除	種別	生息	調査回数	調査年月日					
	ねずみ	有・無	回/年	. .	. .	. .	. .	. .	. .
	ゴキブリ	有・無	回/年	. .	. .	. .	. .	. .	. .
	チョウバエ	有・無	回/年	. .	. .	. .	. .	. .	. .
	ハエ・カ	有・無	回/年	. .	. .	. .	. .	. .	. .

※ 報告期間等

- ① この報告書は、4月1日から翌年3月31日までの維持管理についての報告です。
- ② 提出期限は、毎年1回、5月31日までです。
- ③ 該当しない項目は、斜線を引いてください。
- ④ 記載欄が不足した場合は、2枚以上に分けて作成してください。



特 定 建 築 物 立 入 検 査 結 果 書

第 号  
年 月 日

様

札幌市保健所長

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条第1項の規定による立入検査の結果は、下記のとおりです。

なお、建築物の設備や維持管理等で改善を要する事項については、特定建築物改善報告書により報告願います。

記

建築物	名 称	
	所 在 地	
立入検査	年 月 日	年 月 日 ( )
	立 会 者	
	検 査 者	環境衛生監視員
指導事項		
改善期限等	<p>指導事項については早急に改善し、その結果を別紙特定建築物改善報告書(実施記録添付または改善前後の写真添付)により、年 月 日までに報告してください。</p> <p>なお、報告期限までに改善できない場合は、同報告書に改善の計画を記入のうえ報告してください。</p>	

特 定 建 築 物 改 善 報 告 書

年 月 日

(あて先) 札幌市保健所長

住 所  
届出者  
氏 名

電 話 担当者

〔法人にあっては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 1 1 条第 1 項の規定による特定建築物の立入検査で指導を受けた事項については、下記のとおり措置しましたので報告します。

記

建築物	名 称	
	所 在 地	
立入検査年月日	年 月 日	
指 導 事 項		
改 善 措 置 等 (具体的に記入 すること)		